愛西市訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 訪問型サービスA
 - 第1節 基本方針(第4条)
 - 第2節 人員に関する基準(第5条・第6条)
 - 第3節 設備に関する基準(第7条)
 - 第4節 運営に関する基準(第8条―第38条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第39条 第41条)
- 第3章 通所型サービスA
 - 第1節 基本方針(第42条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第43条・第44条)
 - 第3節 設備に関する基準(第45条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第46条―第54条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第55条— 第58条)
- 第4章 雑則(第59条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する第 1号訪問事業のうち、緩和した基準によるものをいう。
- (2) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第 1号通所事業のうち、緩和した基準によるものをいう。
- (3) 利用料 法第115条の45条の3第1項に規定する第1号事業支給 費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 第1号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市長が算定した費用の額(その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、現に第1号事業に要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により 第1号事業支給費が利用者に代わり訪問型サービスAの事業を行う者(以 下「訪問型サービスA事業者」という。)又は通所型サービスAの事業を 行う者(以下「通所型サービスA事業者」という。)に支払われる場合の 当該第1号事業支給費に係る訪問型サービスA又は通所型サービスAを いう。
- (6) 常勤換算方法 事業所の従事者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (7) 指定訪問介護事業者 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等 基準」という。)第5条第1項に規定する者をいう。
- (8) 指定介護予防訪問事業者 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する者をいう。

- (9) 指定通所介護事業者 指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定 する者をいう。
- (10) 指定介護予防通所介護事業者 指定介護予防サービス等基準第97条 第1項に規定する者をいう。
- (11) 指定地域密着型通所介護事業者 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する者をいう。
- (12) 要支援認定等 法第19条第2項の要支援認定及び介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第140条の62の4第2号の規定による厚生労働大臣が定める基準に該当するかどうかの判定をいう。
- (13) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。

(事業の一般原則)

- 第3条 訪問型サービスA事業者又は通所型サービスA事業者の指定を受け ようとする者は、法人でなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者及び通所型サービスA事業者は、利用者の意思及 び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなけれ ばならない。
- 3 訪問型サービスA事業者及び通所型サービスA事業者は、事業を運営する に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービスを行 う事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連 携に努めなければならない。

第2章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

第4条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅に おいて、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの 利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維 持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第5条 訪問型サービスA事業者が、訪問型サービスAの事業を行う事業所 (以下「訪問型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者(訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する 政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。
- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、従業者のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービスAと指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。

(管理者)

第6条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその 職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA 事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の他の職務 に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができる。

第3節 設備に関する基準

第7条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所に事業の運営を 行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスA の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。 2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項 に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該 サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービスAの事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は その家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて 送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す る方法
 - イ 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を 出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービスA事業者が使用する もの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受け ない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項 に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、 当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、こ の限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な訪問型サービスAを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第10条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び有効期間を確かめるものとする。
- 2 訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に介護認定審査会の意見が 記載されているときは、介護認定審査会の意見を配慮して、訪問型サービス Aを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

- 第11条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって当該サービスを必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業者の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第13条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、 利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る 介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第14条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防ケアプラン」という。)の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨の市への届出等により、第1号事業支給費の受給が可能な旨の説明、介護予防支援事業者等に関する情報の提供その他の第1号事業支給費の受給のための必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第15条 訪問型サービスA事業者は、介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防ケアプランに沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防ケアプランの変更の援助)

第16条 訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を 希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の 必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 訪問型サービスA事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示す べき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第18条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、 当該訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法 第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける

- 第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の係る介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第19条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額から当該訪問型サービスA事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。
- 4 訪問型サービスA事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第20条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 訪問型サービスA事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第22条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者 が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を 市に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、利用者の要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 従業者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連 絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

- 第24条 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の従業 者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化及び訪問型サービスAに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 従業者(訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、 具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達すること。
 - (5) 従業者の業務の実施状況を把握すること。

- (6) 従業者の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、訪問型サービスAの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

- 第25条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、次に 掲げる訪問型サービスAの事業の運営について重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。
 - (1) 訪問型サービスAの事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の訪問型サービスAの事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、訪問型サービスAの事業の運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第26条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、訪問型サービスAの事業のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第27条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスA を提供できるよう、訪問型サービスA事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、当該訪問型サービスA事業所の従業者によって訪問型サービスAを提供しなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

- 第28条 訪問型サービスA事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(提示)

第29条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第30条 訪問型サービスA事業の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。 (広告)
- 第31条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 (利益供与の禁止)
- 第32条 訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者 に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対 償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用 者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付 けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情 の内容等を記録しなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第11 5条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提 示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦 情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた 場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなら ない。
- 4 訪問型サービスA事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者から 苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第 192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下 同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民 健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該 指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 訪問型サービスA事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の規定による改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第34条 訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに経理を 区分するとともに、訪問型サービスAの事業の会計及びその他の事業の会計 を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第37条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 訪問型サービスA計画
 - (2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第22条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

- 第38条 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスAの事業を廃止し、 又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に 掲げる事項を市長へ届け出なければならない。
 - (1) 訪問型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 訪問型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置
 - (4) 訪問型サービスAの事業を休止しようとする場合にあっては、休止の予 定期間

2 訪問型サービスA事業者は、前項の規定による訪問型サービスAの事業の 廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型 サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後にお いても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望す る者に対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予 防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業者等、他の訪問型サービス事業 者その他の関係者との連絡調整等その他の便宜の提供を行わなければなら ない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (訪問型サービスAの基本取扱方針)

- 第39条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するようその目標を設 定し、計画的に行わなければならない。
- 2 訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して訪問型サービスAの提供に努めなければならない。
- 4 訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による訪問型サービスAの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 (訪問型サービスAの具体的取扱方針)
- 第40条 従業者の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方 針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの とする。
 - (1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の

- 心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確 な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA計画に基づき、 利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす いように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって訪問型サービスAの提供を行うものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画に基づく訪問型サービスAの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する訪問型サービスAの提供状況等について、当該訪問型サービスAの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該訪問型サービスAの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防事業

者等に報告しなければならない。

- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型 サービスA計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

- 第41条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
 - (1) 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(利用者又はその家族との面談等を通して、利用者の状況を把握及び分析することにより、当該利用者の解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)において把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
 - (2) 訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り 自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は 地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利 用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 通所型サービスA

第1節 基本方針

第42条 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第43条 通所型サービスA事業者が、通所型サービスAの事業を行う事業所 (以下「通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数 は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している 時間帯に従業者(専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が 勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者(指定通所介護事業者、指定介護予防通所介護又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者、通所型サービスA及び指定通所介護の利用者、通所型サービスA及び指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従業者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 第1項の従業者は、福祉サービス又は保健医療サービス等の従事経験のある者又は市長が指定する研修受講者をもって充てなければならない。
- 4 通所型サービスA事業者で運動器機能向上加算を算定する場合は、従業者 に機能訓練指導員を配置し、従業者1とみなすものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、 他の通所型サービス等の単位の介護職員として従事することができるもの とする。
- 6 前各項の通所型サービス等の単位は、通所型サービスAであってその提供 が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 (管理者)
- 第44条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第45条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に必要な場所 及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければな らない。
- 2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、 3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

- 第46条 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額から当該通所型サービスA事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 通所型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる 費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 通所型サービスA事業者は、前項各号に掲げる第3項の費用の額に係る通 所型サービスAの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対 し、当該通所型サービスAの内容及び費用について説明を行い、利用者の同 意を得なければならない。

(管理者の責務)

- 第47条 通所型サービスA事業所の管理者は、当該通所型サービスA事業所の従業者の管理及び通所型サービスAの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 通所型サービスA事業所の管理者は、当該通所型サービスA事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

- 第48条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、次に 掲げる通所型サービスAの事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。
 - (1) 通所型サービスAの事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 通所型サービスAの利用定員
 - (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の通所型サービスAの事業の実施地域
 - (7) 通所型サービスAの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - 10 前各号に掲げるもののほか、通所型サービスAの事業の運営に関する重

要事項

(勤務体制の確保等)

- 第49条 通所型サービスA事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスA を提供できるよう、通所型サービスA事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、当該通所型サービスA事業所の従業者によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第50条 通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの 提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第51条 通所型サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に通 所型サービスA事業所の従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出そ の他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第52条 通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の 設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な 措置を講じなければならない。
- 2 通所型サービスA事業者は、当該通所型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第53条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの事業所の従業者、 設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 通所型サービスA計画
 - (2) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第22条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第54条 第8条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第29条から第36条まで及び第38条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第29条第1項中「第25条」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (通所型サービスの基本取扱方針)

- 第55条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を 設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して通所型サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による通所型サービスの提供に努めなければならな

11,0

- 5 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう、適切な働きかけに努めなければならない。 (通所型サービスAの具体的取扱方針)
- 第56条 通所型サービスAの方針は、第42条に規定する基本方針及び前条 に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活 全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達 成するための具体的な通所型サービスAの内容、通所型サービスAの提供 を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。
 - (3) 通所型サービスA計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - (5) 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA計画に基づき、 利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす いように説明を行うものとする。
 - (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切 な介護技術をもって通所型サービスAの提供を行うものとする。
 - (9) 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画に基づく通

所型サービスAの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する通所型サービスAの提供状況等について、当該通所型サービスAの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (10) 通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該通所型サービスAの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

- 第57条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高 める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
 - (1) 通所型サービス事業者は、通所型サービスA提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
 - (2) 通所型サービスA事業者は、運動機能向上サービス、栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等にお いて有効性が確認されている等の適切なものとすること。
 - (3) 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う通所型サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

- 第58条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、転倒等を 防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、事前に脈 拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のな い適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供を行っているときに おいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合 その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置 を講じなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第59条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。